

議会議案第1号

ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議

2月24日、ロシア軍はウクライナへの侵略を開始し、首都キエフを始め、ウクライナ全土への軍事攻撃を行っている。今月16日には、国際司法裁判所がロシアに対し、軍事攻撃を即時停止するよう命じたが、今もなお、軍事攻撃は続いている。この侵略により、軍事関連施設のみならず、民間施設や空港等のインフラ施設も甚大な被害を受け、民間人の犠牲者が増え続けている。さらには、稼働中の原子力発電所を攻撃、占拠するという前代未聞の暴挙に出るなど、人類はかつてない危機にさらされている。

この侵略は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる明白な国際法違反であるとともに、国連憲章の重大な違反であり、力による一方的な現状変更は、国際秩序の根幹を脅かす行為として、断じて認められるものではない。

よって、本県議会は、ロシア軍によるウクライナへの侵略行為を強く非難するとともに、軍事攻撃を即時停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求める。

また、国においては、在留邦人の安全確保及び我が国への影響対策について万全を期すとともに、国際社会と引き続き緊密に連携し、速やかな平和の実現に全力を尽くすよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月30日

石 川 県 議 会